提出は郵送でお願いします



令和6年度 市民税・都民税申告の手引き

3月15日(金)まで 兼 国民健康保険税申告の手引き

令和6年1月1日に武蔵野市にお住まいの方は、下記のチャートで申告不要となる方を除き、原則として令和5年中の状況の 申告が必要です。正確な税額、国民健康保険税などの算定のためにご協力をお願いします。

申告が必要か確認する 以下のチャートで、|必要| にあてはまった方は、②に進んでください。 ★下記に関わらず、追加して控除を受けようとする場合は申告をしてください。 スタート 以下にあてはまりますか? 令和5年中の収入は? 必 要 ①介護保険、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入している方 あてはまらない (遺族年金、障害年金、失業給付金などの ②非課税証明書が必要な方 非課税所得のみの方は、「ない」に進む) 不 要 ③保育料の算定、各種手当の受給、助成・免除などの申請を予定している方 以下にあてはまりますか? ※所得税の確定申告が必要な方の例を挙げています。 (市民税・都民税申告は) 詳細は武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町 3-27-1 電話 0422-53-1311) に 不 要 お問い合わせください。 ①年末調整を受けていない給与がある方 税務署で所得税の確定 あてはまる ②給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方 申告が必要な場合があ ります。 ③公的年金等の収入が400万円を超える方、または年金収入が400万円以下でも 確定申告書は国税庁 それ以外の所得が20万円を超える方 ホームページでも作成 ④事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、所得税を納める必要がある方 できます。 https://www.nta.go.jp ⑤医療費控除などがあり、確定申告をすることで所得税の還付が受けられる方 など 不 要 勤務先から市へ給与支払報告書が提出される方 (勤務先に確認してください) 不 要 公的年金等収入のみの方(400万円以下) 上記以外の方(税務署で確定申告の必要がないとされた方、20万円以下の所得か 必 要 ある方など)

必要書類を用意し、申告書の記入をする ★収入、控除の書類は令和5年中のもの

黒インクで記入してください。(筆記した文字等を消すことのできるボールペンは使用しないでください) 記入方法は手引きの3~4ページをご覧ください。収入・控除に関する添付資料に記載されている情報は、申告書に転記不要です。

	項目	必要なもの		
		次の1~3いずれかの書類をご用意ください。(※コピーを同封)		
本人確認	容と一致している場合のみ)と身分証明書※ 証明書と身分証明書※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 康保険証(コピーの保険者番号及び被保険者			
収	給与・公的年金等の収入	源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は給与明細書など)		
入	その他の収入	収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など		
	社会保険料控除	控除証明書または領収書など(国民年金保険料についてはコピー不可)		
	生命保険料・地震保険料控除	控除証明書(コピー不可)		
	医療費控除	医療費控除の明細書または医療費のお知らせ(コピー不可)		
控除	セルフメディケーション税制 (医療費控除との選択適用)	セルフメディケーション税制の明細書	医療費の領収書の添付は不要です。	
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書等		
	配偶者控除・扶養控除	対象の親族が国外に居住の場合、親族関係書類と送金関係書類(参照:手引きおもて「★国外居住親族 に係る扶養控除の申請について」)		
	寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の証明書など (コピー不可)		
	勤労学生控除	学生証、在学証明書など		

③へ進む

申告書・添付資料を提出する

申告会場は混雑します。郵送での提出をお願いします。 ★同封の返信用封筒でご提出ください。

由告会場

	日時	場所		
本会場	2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日曜、祝日は除く 午前9時30分から正午 午後1時から午後4時30分	市役所本庁舎東棟8階(802会議室) JR 三鷹駅北口よりバス①番乗り場 田無橋場・北裏・武蔵関駅行き乗車 約15分		
出張受付会場	3月1日(金) 午前9時30分から正午 午後1時から午後4時	スイングスカイルーム(武蔵野スイングビル10階) JR 武蔵境駅北口より 徒歩2分 武蔵野市境 2-14-1		

★国外居住親族に係る扶養控除の申請について

令和 6 (2024)年度から国外居住親族に係る扶養控除等の適用について要件が厳格化されます。(国外居住の配偶者が配偶者控除を受け るための要件については変更ありません。)国外居住親族について扶養控除の適用を受けるには、次表のとおり区分に応じて該当するすべて の確認書類を提出または提示する必要があります。なお、年末調整により扶養控除等の適用を受けている場合は提出不要です。

扶養控除を適用したい親族の年齢等		①親族関係書類	②送金関係書類	③その他必要書類
29 歳以下または 70 歳以上		0	0	_
	留学により非居住者となった者	0	0	留学ビザ等書類
30 歳以上	障害者	0	0	_
70 歳未満	申告者から38万円以上の支払いを受けている	0	〇 (親族ごとに38万円以上)	_
	上記以外の者	(扶養の対象外)		

※必要書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳の添付が必要です。

★医療費控除の明細書について

医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除の明細書または医療費のお知らせ(医療保険者から交付を受けたもの)の添付が必要です。 医療費の領収書は添付せず、ご自宅で5年間保管してください。

医療費控除の明細書は、武蔵野市ホームページよりダウンロードできます (市役所窓口等でもお配りしています)。

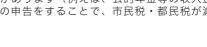
【令和6年度(令和5年分)個人住民税の申告】



昨年収入がなかった人も、申告する必要がありますか?

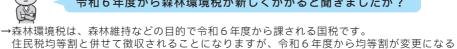
→市民税・都民税申告は、国民健康保険税の算定や軽減、非課税証明書の発行など、市の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われて います。そのため、所得の有無にかかわらずできる限り申告してください。 所得がなかった方は、手引き3ページに記入方法の説明があります。

税務署で確定申告の必要がないと言われました。市民税・都民税の申告は必要ですか?



市民税・都民税の申告が必要な場合があります(例えば、	、公的年金等の収入金額400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額
があるが、20万円以下である/控除の申告をすることで、	市民税・都民税が減額になるなど)。判断に迷う場合は、市民税課までご相談
ください。	

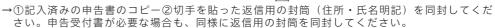
令和6年度から森林環境税が新しくかかると聞きましたが?



	市民税の 均等割額	都民税の 均等割額	森林環境税	計
令和5年度まで	3,500円	1,500円	_	5,000円
令和6年度から	3,000円	1,000円	1,000円	5,000円

申告書の控えをもらうことはできますか?

ため均等割と合わせた税額に変更はありません。





納税通知書はいつ頃届きますか?

→市民税・都民税が課税になった方には、6月初旬にご自宅へ税額の通知を郵送します(給与から徴収する方は、5月中旬にお勤め先に 通知をお送りします)。市民税・都民税が非課税の場合は、納税通知書は送付していません。

武蔵野市財務部市民税課 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 電話 0422-60-1823

申告書の書き方



令和5年1月1日から12月31日までの状況について、 次の①~④のステップにしたがって記入してください。

ステップ ① 住所、氏名、電話番号などを記入する。

おもて面

A. 住所、氏名など

令和6年1月1日現在の住所、氏名、電話番号など枠内をすべて記入してください。



ステップ② 収入について記入する。

B.1 収入がなかった方、非課税所得のみだった方

あてはまるところに記入してください。あわせて、「E. 4 本人対象の控除」、「F. 5 扶養して いる親族」にもあてはまる項目がある場合は記入してください。

下記に該当する場合は、市外に住む配偶者に均等割(年税額4,000円)が課税されることがあ ります。

(1)配偶者が市外に住んでいる

(2)配偶者の名義で所有または賃貸等契約する家屋敷(社宅含む)が市内にある

C. 2 収入があった方

①営業等:収入欄に令和5年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた

金額、申告書裏面8番に内訳を記入。

※個別に必要経費の計算が必要。

※経費の明細書類を添付。

③不動産:申告書裏面9番に内訳を記入。

※個別に必要経費の計算が必要。

⑤配当:上場株式等の配当金については確定申告をすると市民税・都民税でも合計所得金 額に算入されます。その後の修正申告や更正の請求においてその選択を変更す

ることはできません。

なお、一般株式の配当金は申告が必要です。

⑥給与:源泉徴収票に記載されていない項目を追加で申告する場合は記入が必要。

※令和5年分の源泉徴収票を添付。

※源泉徴収票がない場合は、勤務先にご確認ください。手に入らない場合には 申告書裏面7番に内訳と事業所情報を必ず記入。

雑:以下⑦⑧⑨の3種類に分かれています。

⑦公的年金等(遺族・障害・福祉年金は除く)

源泉徴収票に記載されていない項目を追加で申告する場合は記入が必要。

※令和5年分の年金の源泉徴収票を添付。

⑧業務 (原稿料、講演料、食料品の配達など)

⑨その他 (生命保険個人年金など)

収入欄に令和5年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額 を記入。申告書裏面12番に内訳を記入。

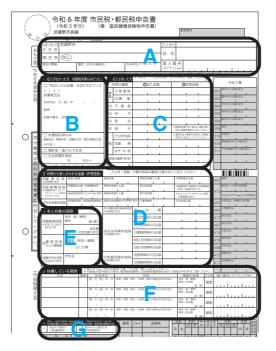
※個別に必要経費の計算が必要。

※生命保険個人年金は、保険会社の作成する申告用の資料に必要経費が記載されて います。

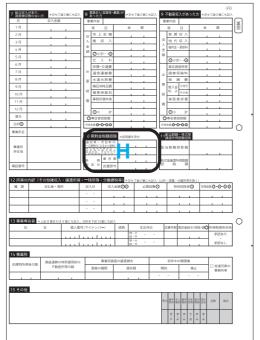
3

⑪一時:収入額から必要経費と特別控除(最高50万円)を差し引き、2分の1にした金額を 所得欄に記入。申告書裏面12番に内訳を記入。

おもて面



裏面



源泉徴収票の内容と申 ち内容がおなじ場合は 書き写す必要はありま



ステップ③ 控除について記入する。

D.3 所得から差し引かれる金額(所得控除)

②雑損控除:本人や生計同一の親族が受けた災害・盗難などによる損失額などを記入。 ※損害の証明書類を添付。

⑬医療費控除:以下(1)(2)いずれかの選択記入・添付

(1) 医療費控除

本人や生計同一の親族のために支払った医療費の支払額を記入した 医療費控除の明細書※を作成して添付。医療費の領収書の添付や

※明細書には、治療を受けた方の氏名、支払額、医療機関・薬局名を 記入してください。医療保険者から交付された医療費のお知らせ (原本)を添付すると、その分の明細を記入省略できます。

(2) セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組※を行っている方が、 本人や生計同一の親族のために特定一般用医薬品等を購入した金額を 記入。セルフメディケーション税制の明細書を添付。

※特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査及びがん検診

⑭社会保険料控除:添付する源泉徴収票に記載されていない自分で納めた健康保険料、国民 健康保険税、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生 年金保険料、国民年金保険料などの支払金額を記入。

※国民年金保険料は、支払額の証明書類を添付。(コピー不可)

⑤小規模企業共済等掛金控除:控除証明書を添付。(コピー不可)

⑩生命保険料控除:控除証明書を添付。(コピー不可)

⑪地震保険料控除:控除証明書を添付。(コピー不可)

E.4 本人対象の控除

⑱障害者控除:本人が障害者手帳などを交付されている場合、手帳の種類と等級を記入。 65歳以上の方で、障害者控除対象者の認定書の交付を受けた方(市役所高齢 者支援課へ申請)も控除対象になります。

⑩寡婦控除: 夫と離婚し子以外の扶養親族がいる女性や、夫と死別したのちに婚姻していない 女性のうち、令和5年の合計所得金額[注1]が500万円以下の方は「死別」 または「離婚」に○をつけてください。

ひとり親控除:生計同一の子(令和5年の総所得金額等[注2]が48万円以下)がいる方 で、令和5年の合計所得金額[注1]が500万円以下の単身者は、「ひとり親」 に○をつけてください。

⑩勤労学生控除:本人が大学等の学生で、①令和5年の合計所得金額[注1]が75万円以下 で②給与所得等以外の所得が10万円以下の場合、令和5年12月31日時点 の学校名、学年を記入。学生証などのコピーを添付。

F.5 扶養している親族

以下の条件にあてはまる方を扶養し、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用を うける場合、該当者の氏名、生年月日、マイナンバーを記入し、居住実態※にOをつけて ください。別居の場合は住所も記入。同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族についても 記入。障害者手帳などを交付されている場合には、障害の程度などを記入。

- ・生計同一の配偶者について…令和5年の合計所得金額[注1]が133万円以下
- ・生計同一の親族について…令和5年の合計所得金額[注1]が48万円以下

また、<u>扶養控除などの適用を受けない場合でも</u>、以下のいずれかの条件を満たす方を 扶養する場合は、該当者の氏名などの記入に加え、「調整」欄に○をつけてください。

- ・23歳未満(平成13年1月2日以降生)の扶養親族
- ・特別障害者である同一生計配偶者
- ・特別障害者である扶養親族

※国外に居住する親族を扶養する場合には別途証明書類が必要です。詳細についてはおも て面「★国外居住親族に係る扶養控除の申請について」をご覧ください。

[注1] 合計所得金額:「C.2 収入があった方」欄の総所得と山林・退職・分離課税所得を合計した金額 「注2] 総所得金額等: 「注1] から、純損失、雑損失の繰越控除をしたもの

☆控除について詳細はホームページをご覧ください。





ステップ④ そのほか該当する項目を記入する。

G.6 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・都民税の納税方法

給与や公的年金等以外の所得にかかる住民税の納税方法について、希望がある場合には該当の 数字に○をつけてください。

裏面

H.10 寄附金税額控除

該当する各項目に寄附した金額を記入してください。武蔵野市の条例指定分は、東京都と同じ です。寄附先から交付された証明書などを添付してください。(コピー不可)